

令和 6 年度

第 1 回日田市地域公共交通確保維持協議会
(書面開催)

令和 6 年 5 月

次 第

<報 告>

- 【1】市内循環バスひたはしり号 A コースの運行内容の見直し 1～2
- 【2】お出かけ支援タクシー出羽高尾草三郎金ヶ塔線の運行時間の変更 3

<資 料>

- 日田市地域公共交通確保維持協議会 委員名簿 4
- 日田市地域公共交通確保維持協議会規約 5～6

<報告>

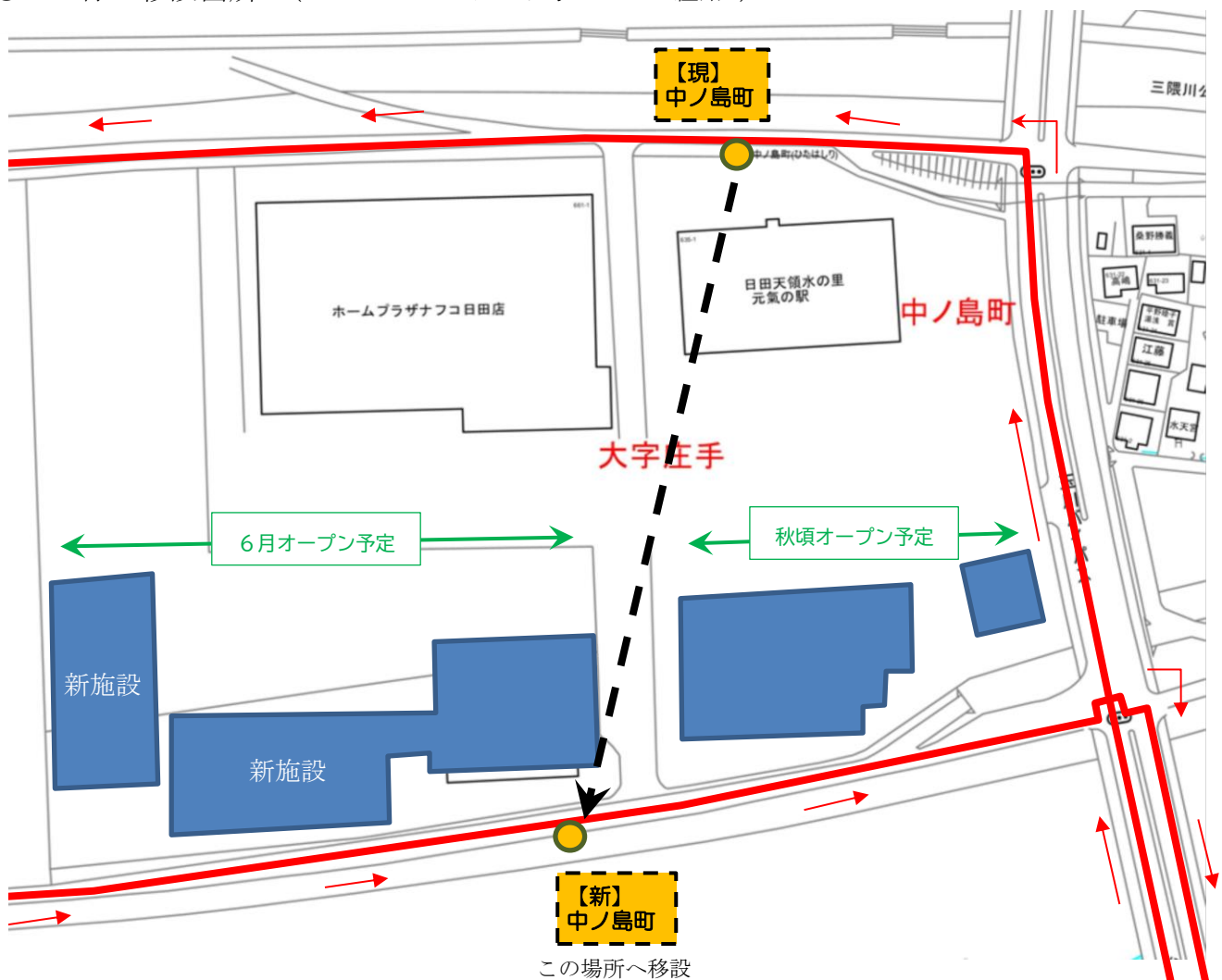
【1】市内循環バスひたはしり号 A コースの運行内容の見直し

令和 5 年度第 4 回日田市地域公共交通確保維持協議会において、令和 6 年 6 月にオープンする中ノ島の商業施設の敷地内に、ひたはしり号 A コースのバス停を新設する方向で検討を進めていることを報告したが、運行を委託している日田バス株式会社と協議をした結果、施設のオープン直後は敷地内の混雑が見込まれ、事故の危険性が増すことや、運行が大幅に遅れることが懸念されるため、オープン直後の乗り入れは行わないこととしたもの。

しかしながら、現在のバス停では降車してから新施設まで距離があることから、利用者の利便性を向上させるため、既存の「中ノ島町」バス停を下記のとおり移設する。（※現在の「中ノ島町」バス停で乗降している客はほとんどいない）

施設敷地内へのバス停の設置については、オープン後の混雑状況を踏まえた上で時期も含めて今後検討していく。

○バス停の移設箇所（—— ひたはしり号 A コース経路）



○運行時刻の変更

A コース時刻表

変更後

左回り

	1 便	4 便	5 便	8 便	9 便
日田バスターミナル	7:58	11:00	13:00	16:00	17:00
...	...	...	...	...	...
泉	8:27	11:29	13:29	16:29	17:29
日田天領水の宿	8:30	11:32	13:32	16:32	17:32
老人福祉センター	8:31	11:33	13:33	16:33	17:32
中ノ島町	8:32	11:34	13:34	16:34	17:34
鏡坂	8:34	11:36	13:36	16:36	17:36
...	...	...	...	...	...
日田バスターミナル	8:39	11:41	13:41	16:41	17:41

変更前

左回り

	1 便	4 便	5 便	8 便	9 便
日田バスターミナル	7:58	11:00	13:00	16:00	17:00
...	...	...	...	...	...
泉	8:27	11:29	13:29	16:29	17:29
中ノ島町	8:29	11:31	13:31	16:31	17:31
日田天領水の宿	8:30	11:32	13:32	16:32	17:32
老人福祉センター	8:31	11:33	13:33	16:33	17:33
鏡坂	8:34	11:36	13:36	16:36	17:36
...	...	...	...	...	...
日田バスターミナル	8:39	11:41	13:41	16:41	17:41

変更後

右回り

	2 便	3 便	6 便	7 便	10 便
日田バスターミナル	9:00	10:00	14:00	15:00	18:00
...	...	...	...	...	...
鏡坂	9:05	10:05	14:05	15:05	18:05
日田天領水の宿	9:08	10:08	14:08	15:08	18:08
老人福祉センター	9:09	10:09	14:09	15:09	18:09
中ノ島町	9:10	10:10	14:10	15:10	18:10
泉	9:12	10:12	14:12	15:12	18:12
...	...	...	...	...	...
日田バスターミナル	9:40	10:40	14:40	15:40	18:40

変更前

右回り

	2 便	3 便	6 便	7 便	10 便
日田バスターミナル	9:00	10:00	14:00	15:00	18:00
...	...	...	...	...	...
鏡坂	9:05	10:05	14:05	15:05	18:05
中ノ島町	9:07	10:07	14:07	15:07	18:07
日田天領水の宿	9:08	10:08	14:08	15:08	18:08
老人福祉センター	9:09	10:09	14:09	15:09	18:09
泉	9:12	10:12	14:12	15:12	18:12
...	...	...	...	...	...
日田バスターミナル	9:40	10:40	14:40	15:40	18:40

○実施日

令和 6 年 7 月 1 日

<報告>

【2】お出かけ支援タクシー出羽高尾草三郎金ヶ塔線の運行時間の変更

有限会社天瀬観光が令和 6 年 3 月 31 日付けで一般乗合旅客自動車運送事業を廃止したことに伴い、当該事業者が運行していた 8 路線については、運行内容を変更せずに、日田市タクシー協会に所属する事業者が引き継いで運行することとしていた。【令和 5 年度第 4 回日田市地域公共交通確保維持協議会にて承認済み】

日田市タクシー協会との協議の結果、8 路線は、イサゴタクシー株式会社及び有限会社大山観光タクシーの 2 社で分担して運行することになり、「お出かけ支援タクシー出羽高尾草三郎金ヶ塔線」については、イサゴタクシー株式会社が担当することとなったが、急遽、スクールタクシーの運行を受託することになり、従来の運行時間では「お出かけ支援タクシー出羽高尾草三郎金ヶ塔線」の運行を受託することが困難になった。そのため、他のタクシー会社が受託できないか確認したが、受託は困難であったことから、当該路線の往路の運行時間を下記のとおり変更し、株式会社イサゴタクシーが運行を受託できるようにしたものの。

変更後

	発車時刻	到着時刻	運行日
往路	<u>9 : 45</u>	<u>10 : 15</u>	水曜日、金曜日（祝日は運休）
復路①	15 : 00	15 : 35	水曜日（祝日は運休）
復路②	12 : 50	13 : 25	金曜日（祝日は運休）

変更前

	発車時刻	到着時刻	運行日
往路	7 : 50	8 : 20	水曜日、金曜日（祝日は運休）
復路①	15 : 00	15 : 35	水曜日（祝日は運休）
復路②	12 : 50	13 : 25	金曜日（祝日は運休）

○住民への周知

過去 3 年間に利用した方を訪問し説明。

対象の世帯にチラシを配布し、運行時刻の変更を周知。

○実施日

令和 6 年 4 月 1 日

日田市地域公共交通確保維持協議会 委員名簿

任期: 令和5年1月27日～令和7年3月31日

No	役 職	代表する項目	氏 名	所属・職名	備 考
1	会 長	日田市長	ムクノ ミチ子 棕野 美智子	日田市長	
2	委 員	九州運輸局大分運輸支局長	フジキ ジュンジ 藤木 淳史	九州運輸局大分運輸支局長	
3	委 員	一般乗合旅客自動車運送事業者(日田バス株式会社)	ホンダ サトシ 本田 哲	日田バス(株) 代表取締役社長	監査委員(H28第3回 確保維持協議会で 決定:あて職)
4	委 員	日田市タクシー協会	イシカワ ナオフミ 石川 尚文	日田市タクシー協会長	
5	委 員	一般社団法人大分県バス協会	ワキ ノリアキ 脇 紀昭	大分県バス協会専務理事	
6	委 員	一般社団法人大分県タクシー協会	エグマ ハルヒコ 江熊 春彦	大分県タクシー協会専務理事	
7	委 員	鉄道事業者(九州旅客鉄道株式会社)	タムラ ナオキ 田村 直樹	日田駅長	
8	委 員	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	シモジョウ ミノル 下城 実	日田バス労働組合 執行委員長	
9	委 員	住民又は利用者の代表	モリタカ シゲハル 森高 重春	日田市自治会連合会 副会長	
10	委員 (職務代理者)	住民又は利用者の代表	ハシモト ナリト 橋本 成人	日田市自治会連合会 副会長	監査委員(H28第3回 確保維持協議会で 決定:あて職)
11	委 員	大分県西部振興局	イシイ セイジ 石井 聖治	大分県西部振興局長	
12	委 員	大分県日田土木事務所	イシワ テツヤ 石和 徹也	大分県日田土木事務所長	
13	委 員	大分県日田警察署	マスタニ コウジ 枅谷 康治	大分県日田警察署長	
14	委 員	日田市の交通施策関係担当部長	サトウ ノリ子 佐藤 野里子	日田市地域振興部長	
15	委 員	日田市の交通施策関係担当部長	キヌガサ ユウジ 衣笠 雄司	日田市福祉保健部長	
16	委 員	日田市の交通施策関係担当部長	ナカヤマ トシフミ 中山 敏章	日田市商工観光部長	
17	委 員	日田市の交通施策関係担当部長	オオトモ トクヒロ 大友 得央	日田市土木建築部長	
18	委 員	日田市の交通施策関係担当部長	セグチ ヒデタカ 瀬口 英隆	日田市教育次長	
19	委 員	学識経験者	オオイ ヒサシ 大井 尚司	大分大学経済学部教授	

日田市地域公共交通確保維持協議会規約（令和6年2月20日改正）

（目的）

第1条 日田市地域公共交通確保維持協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる事項を協議することを目的として設置する。

- （1）地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）及び第27条の16の規定に基づく地域公共交通利便増進実施計画（以下「利便増進実施計画」という。）の策定及び実施に関する事項
- （2）道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づく地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項
- （3）地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号）第2条第1項第1号の規定に基づく生活交通確保維持改善計画（以下「確保維持改善計画」という。）の策定に関する事項

（協議事項）

第2条 協議会は第1条各号に掲げる目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- （1）交通計画、利便増進実施計画及び確保維持改善計画の策定並びに変更の協議に関する事項
- （2）交通計画、利便増進実施計画及び確保維持改善計画の実施の協議並びに連絡調整に関する事項
- （3）交通計画及び利便増進実施計画に位置づけられた事業並びに確保維持改善計画に定められた事業の実施に関する事項
- （4）地域の実情に応じた適切な旅客運送の態様等の協議に関する事項
- （5）路線の休止又は廃止に関する事項
- （6）自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- （7）前6号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

（組織）

第3条 協議会は、以下の委員をもって組織する。

- （1）日田市長
- （2）九州運輸局大分運輸支局長
- （3）一般乗合旅客自動車運送事業者（日田バス株式会社）
- （4）日田市タクシー協会

- （5）一般社団法人大分県バス協会
- （6）一般社団法人大分県タクシー協会
- （7）鉄道事業者（九州旅客鉄道株式会社）
- （8）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- （9）住民又は利用者の代表
- （10）大分県西部振興局
- （11）大分県日田土木事務所
- （12）大分県日田警察署
- （13）日田市の交通施策関係担当部長
- （14）学識経験者
- （15）その他日田市長が必要と認める者

（会長及び職務代理者）

第4条 協議会に会長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

（会議）

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は構成員の3分の2以上の出席（代理出席及び委任出席を含む。）により成立する。

3 会議の議決方法は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

5 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 前5項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議結果の尊重義務）

第7条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第8条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(運賃料金部会)

第9条 協議会は旅客輸送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」）を協議するため、運賃料金部会をおく。

2 運賃料金部会は、道路運送法第9条第4項及び第9条の3第3項に定める協議会とする。

3 運賃料金部会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

（1）地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等に関する事項

（2）その他運賃料金部会が必要と認める事項

4 運賃料金部会の委員は、次に掲げる者とする。

（1）日田市長又はその指名する者

（2）当該運賃等を定めようとする旅客自動車運送事業者

（3）九州運輸局大分運輸支局長又はその指名する者

（4）住民又は利用者の代表

5 運賃料金部会に部会長をおき、主宰者の地方公共団体の職員の中からこれを充てる。

6 部会長は、運賃料金部会を代表し、部会務を総括する。

7 部会長に事故がある場合には、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

8 運賃料金部会の議事は、原則として全会一致をもって決するものとする。ただし、意見が分かれたときは、出席委員の4分の3以上の賛成で決するものとする。

9 部会長は運賃料金部会での協議結果を、速やかに交通会議会長に報告するものとする。

10 前項までに定めるもののほか、運賃料金部会の運営に関して必要な事項は、部会長が運賃料金部会に諮り定める。

(分科会)

第10条 第2条第1項第1号に掲げる業務について、専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、日田市まちづくり推進課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、補助金、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第13条 協議会に監査委員を2名置く。

2 協議会の出納監査は、会長が別に定めた委嘱する監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成23年5月30日から施行する。

2 第6条本文の規定に関わらず協議会発足時の最初の委員の任期について、2年とあるのは、平成25年1月31日とする。

附 則

1 この規約を、平成24年5月28日に改正する。

2 この規約を、平成26年2月10日に改正する。

3 この規約を、平成28年4月 1日に改正する。

4 この規約を、平成29年2月21日に改正する。

5 この規約を、令和5年1月27日に改正する。

6 第6条本文の規定に関わらず令和5年1月27日規約改正時の最初の委員の任期について、2年とあるのは、令和7年3月31日とする。

7 この規約を、令和6年2月20日に改正する